

件名	愛媛県身体障害者福祉センター管理条例
主管課	障害福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法
<p>【条例の概要】</p> <p>身体障害者福祉センターへの指定管理者制度の導入に伴い、管理の基準、業務の範囲等について定める。</p> <p>1 センターの業務</p> <p>(1) 身体障害者の更生のために必要な各種相談に関すること。</p> <p>(2) 身体障害者の社会活動への参加及び自立を促進するために必要な機能回復、補装具装着等の訓練に関すること。</p> <p>(3) 身体障害者の健康の増進を図るために必要なスポーツ及びレクリエーションの指導に関すること。</p> <p>(4) 身体障害者の福祉の増進を図るために必要な施設の提供に関すること。</p> <p>2 指定管理者の業務及び権限</p> <p>(1) 1に掲げるセンターの業務の実施に関すること。</p> <p>(2) センターの施設の利用の許可に関すること。</p> <p>(3) センターの施設の利用の促進に関すること。</p> <p>(4) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること。</p> <p>3 利用者 身体障害者及びその介助者等</p> <p>4 利用時間</p> <p>(1) 本館及び運動場：午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 体育館：午前9時から午後9時まで</p> <p>(3) 指定管理者は、知事の承認を得て利用時間を変更できる。</p> <p>5 休館日 祝日並びに1月1日から4日まで及び12月28日から31日まで 指定管理者が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に利用させることができる。 指定管理者は、知事の承認を得て休館日を変更できる。</p> <p>6 利用の許可 センターの施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可が必要 条例違反者等については、利用の許可の取消し等を行う。</p>	
施行日	平成18年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 管理経費 62,537千円（平成17年度当初予算額）</p> <p>2 相談件数 211件（平成15年度実績）</p> <p>3 診療・訓練者数 4,851人（平成15年度実績）</p> <p>4 施設の種別 身体障害者更生援護施設（身体障害者福祉法第5条）</p> <p>5 管理受託者 社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団</p>	